

平成 15 年度第 2 回情報公開・個人情報保護審査会議事録

日 時 平成 15 年 11 月 18 日

場 所 市役所 3 階庁議室

出席者

【委員】植松美由紀、酒井哲夫、向田直範、矢吹徹雄

【事務局】総務部長、情報管理課長、情報管理・情報公開担当主査（2 名）、同担当員（2 名）、市民課住民・戸籍担当主査（2 名）

傍聴者 無し

議 題 北海道に対する電子証明書発行に係る本人確認情報の提供について

配布資料

- ・ 諮問書

- ・ 平成 15 年度第 2 回石狩市情報公開・個人情報保護審査会資料… 資料 1

- ・ 電子政府・電子自治体の推進のための行政手続オンライン化関係三法のポイント… 資料 2

議事内容

1 開会

【向田会長】これから、平成 15 年度第 2 回石狩市情報公開・個人情報保護審査会を開催します。本日は、三塚委員から欠席との連絡を頂いております。それでは、本日の予定について事務局から説明願います。

【事務局】北海道に対する電子証明書の発行に係る本人確認情報の提供について、この案件につきまして、一件になりますが、ご審議を頂く予定になっております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

2 諮問

【向田会長】 それでは、市長から諮問を受けたいと思います。

【総務部長】 はい、今、私の方で読ませて頂きます。本来、市長・助役の方から諮問するところではありますが、今、自治懇談会ということで出ておりまして、私の方から代理で諮問させていただきます。

石 情 報 第 2 5 0 号

平成 1 5 年 1 1 月 1 8 日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 向 田 直 範 様

石狩市長 田 岡 克 介

北海道に対する電子証明書発行に係る本人確認情報の提供について（諮問）

平成 1 4 年 1 2 月、電子政府・電子自治体の推進のための行政手続オンライン化関係 3 法が公布されました。

これらのうち、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号。以下「公的個人認証法」という。）は、申請や届出等の行政手続きのオンライン化に資するため、第 3 者による情報の改ざんの防止・通信相手の確認を行う、高度な個人認証サービスを全国どこに住んでいる人に対しても安い費用で提供する制度を整備することを趣旨としており、この法律の制定により、希望する者は、市町村の窓口で都道府県知事が発行する電子証明書の提供を受けることが可能となりました。

この制度については、公的個人認証法の公布の日（平成 1 4 年 1 2 月 1 3 日）から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることとなっており、公的個人認証法第 3 条第 5 項（第 9 条第 2 項及び第 1 0 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、通信回線を用いた電子計算機の結合により、電子証明書発行に係る本人確認情報を北海道知事に通知することとなることから、石狩市個人情報保護条例第 1 1 条第 2 項の規定により、下記のとおり貴審査会に諮問します。

記

1 事務の名称 電子証明書発行申請に伴う実施機関以外のものへの個人情報提供事務

2 提供する個人情報の内容

公的個人認証法第3条第5項に規定する個人情報

① 氏 名

② 出生の年月日

③ 男女の別

④ 住 所

⑤ 利用者署名検証符号（＝申請者の公開鍵）

【向田会長】 それでは、事務局の方から本日の諮問内容と資料についてのご説明をお願いします。

【事務局】 まず、ご説明させて頂く前に、事前に送付させて頂いた資料と、一部、今回差し替えさせて頂く資料がございますので、確認をさせて頂きたいと思います。先ず、事前に送付させて頂きました資料に関しては、会議次第、それと諮問案、それと北海道に対する電子証明書発行に係る本人確認情報の提供についての説明資料と、というふうになっているかと思います。この、説明資料の分につきましてはですね、差し替えをさせて頂きたいと思います。説明資料につきましては、予めお席の方に置かせて頂きました、平成15年度第2回石狩市情報公開・個人情報保護審査会資料、こちらとですね、それと、総務省で作成をしましたカラー刷りの説明資料というふうになります。今日は、予め机の上に置かせて頂きました資料に沿いましてご説明させて頂きますので、よろしくお願いしたいと思います。それでは、担当所管となります市民課の方から資料説明について、内容に入らせて頂きますのでよろしくお願いしたいと思います。

【市民課担当者】 市民課の住民・戸籍担当をしております、藤川と申します。どうぞよろしくお願い致します。それでは、さっそく説明に入らせて頂きます。今後、インターネットを通して行政手続きができるように整備されていきます。その時に、その申請が本人からなされたものかどうかを確かめる必要が出て参ります。その手段として、公的に個人を確認する手段として、電子署名に係る

地方公共団体の認証業務に関する法律、通称、公的個人認証法が制定されました。2 ページ目《資料1》のタイムスケジュールですけれども、基になる法律が平成14年12月に公布されていますけれども、交付の日から2年を超えない施行日が、平成16年1月中旬に予定されています。今後、また実験を重ねてその結果施行日が制定されることになっております。当市では、受付事務に必要な機器として鍵ペア生成装置、受付用端末、受付用プリンター、受付用ICカードリーダライタを調達し、発行要求試験に向け準備中です。それでは、公的個人認証法の規定につきまして添付資料に第3条を抜粋しておりますので、それを御覧頂きたいと思います。5 ページ目《資料1》になります。第1項では、市町村長を経由して都道府県知事に対して電子証明書の申請をする事が出来る事が規定されています。電子証明書が利用者署名検証符号です。利用者署名検証符号が、当該利用者に係るものである事を証明するために作成された電磁的記録です。利用者署名検証符号とは、公開鍵を指します。公開鍵暗号方式におきましては、秘密鍵は暗号化する道具で、公開鍵は暗号化されたものを元に戻す道具として働きます。第5項で、市町村長が電子証明書の申請内容と公開鍵を都道府県知事に通知するものとし、第8項でこの通信は、電気通信回線を通じて送信されるものとしています。以上のことから、電子証明書を交付するために申請者の個人情報北海道に送信することが義務付けられております。カラー刷りの総務省で作成されました、電子政府・電子自治体の推進のための行政手続きオンライン化関係3法のポイントという資料の6 ページから7 ページを御覧頂きたいと思います。電子署名を利用したオンライン申請の届け出等のイメージの中の、6 番目で使用される電子証明書を市町村窓口で提供することとなります。8 ページを御覧頂きたいのですけれども、その4 番に電子証明書を都道府県において作成する基となる公開鍵ですけれども、市町村窓口を設置頂きます、鍵ペア生成装置によりまして秘密鍵とともにICカード内に作成されます。ここで、作成した公開鍵を受付端末の方から読み込みまして、申請内容につきましては住基ネットの端末、コミュニケーションサーバーの端末から、一件ずつフロッピーディスクにより受付用端末に受け渡しまして4 情報と公開鍵をセットにして都道府県にLGWANを利用して送信しますLGWANは外部者の侵入を防ぐために構築された専用のネットワークです。その後、都道府県から送信された電子証明書をICカード内に書込み電子証明書の交付手続きは終了になります。

市町村受付端末については、操作者に限定したアクセス権を設定します。電子申請においては、申請者は申請書と、7 ページを御覧頂きたいのですけれども、電子申請におきましては、申請者は申請書と、電子署名と、電子証明書を

行政機関側に送信します。行政機関側は、その電子証明書に付されている公開鍵によって電子署名を復号して、この文書が本人によって作成されたことを確認します。以上で、説明を終わります。

【向田会長】 はい、ありがとうございました。今、事務局の方からご説明あったのですが、只今の説明について質問がありましたら、どうぞ、質問して頂きたいと思います。

～しばしの間～

なかなかピンとこないという感じがしますね。

【事務局】 ちょっと、概略的な部分、補足で説明させて頂いて宜しいでしょうか。

【向田会長】 ええ、お願いします。

【事務局】 実は今現在ですね、国、道、そして各市町村なのですけれどもインターネットを使いまして各個人、それとか法人がですね、インターネットから行政機関に対していろいろな届け出や申請のできるシステムを構築しようということが、進んでおります。順次、平成16年度から一部開始されるものもあるのですけれども、目的としましてはほとんどのそういう行政手続きをインターネットを使いまして、申請・届出ができるようにと、というのが目標で進んでおります。で、その時に一番問題となりますのが、成りすましですとかデータの改ざんの問題が発生しますと、どうしてもトラブルの元、それとかきちんとした請求が受けられない、申請が受けられないという問題が発生してきます。そのために、そのインターネット上での申請を受付ける際に、間違いなく申請されたものが本人かどうかということを確認する仕組みが必要になってきます。間違いなく、例えば私、高野が申請をしたときに申請を受けた行政機関が、間違いなく高野からの申請であるという確認をするための仕組み、これが公的個人認証サービスということになります。

具体的な内容は、先ほど藤川の方から説明をさせて頂いたとおりなのですが、間違いなく本人かどうかという確認をするために、予め申請をこれからしようとする人にですね、各市町村の窓口に来て頂いて電子証明書の発行申請をして頂きましょうというのが公的個人認証サービスになります。基本的には、住民基本台帳カードを使ってですね、予めその中に電子証明書を交付しておきましょうということになるのですけれども、その電子証明書を個人個人に交付する

際に、これは発行機関が石狩の場合は北海道ということになりますので、受付は、市町村である石狩市の、窓口で来て頂くのですけれどもその際に、発行者となる、電子証明書の発行者となる北海道のほうに申請者の方の個人情報を一旦、電気通信回線を通じて送らなければならないということがおきてきます。そこで、その部分が、オンラインを通じて個人情報を実施機関以外のものに提供するということになりますので、この分について今回この審査会の中でご審議を頂きたいという部分になります。概略的には以上になります。

【向田会長】 この電子証明書というのはカードみたいなものですか。

【事務局】 カードにですね、記録されるものということであります。

【植松委員】 絵で書かれている IC カードがそれですか？ 4 番のところに IC カードと書かれていますが、このカードを受け取るための手続きに必要なということですか？

【事務局】 この IC カードの中に電子証明書を書き込むってことです。

【酒井委員】 チップが入るのですよね？

【事務局】 チップは元々 入っているのです。そのチップに、証明書の情報を入れるというサービスになります。

【植松委員】 その申請をした人が、その該当する人かどうかのためのデータを道にあげていいかということなのですね。

【事務局】 そうですね。

【矢吹委員】 1 枚目《 資料 2 》 のですね、8 ページ目の電子証明書の発行等の手続きのイメージで、ここで 2 の部分を道へ送るということなのですね？

【事務局】 そうですね。この内容の部分を送るという形になります。

【向田会長】 石狩市の個人情報保護条例 11 条の 2 項ですね。第 2 項。実施機関は、オンライン結合による公文書取扱事務に係る個人情報の実施機関以外のものへの提供を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。いわゆる個人情報の実施機関以外への提供ということなのですね。北海道に提供する。

【事務局】 はい。

【向田会長】 で、その道の方に通知するとか提供する情報がこの諮問書に書かれているものですか。

【事務局】 はい。

【向田会長】 電子証明書発行申請に伴う実施機関以外のものへの個人情報の提供事務、でその事務で提供する個人情報の中身は何かというと、公的個人認証法第3条第5項規定する個人情報ということで、① が氏名、② が生年月日、③ が男女の別、④ が住所、そして、⑤ が利用者署名検証符号ということで、申請者の公開鍵と。で、公開鍵を提出しなければ、証明書の発行はできないということですね。

【事務局】 はい。

【向田会長】 もうちょっと、受付の面で教えて欲しいのですが、これ IC カードの中に公開鍵も秘密鍵も一緒にペアで含まれますよね？

【事務局】 はい。

【向田会長】 そうすると、それを例えば石狩市の担当者に持ってきた時に、秘密鍵の方は開かないとか…。

【事務局】 秘密鍵の方は取出しができません。

【向田会長】 できないのですね。では、あくまでも公開鍵の方がでてきて、道の方で証明書発行手続きを行うということですね。

【事務局】 はい。

【向田会長】 これ実際経験してみないとどういう感じか、なかなか想像できないですね。

～しばしの間～

【向田会長】 いかがでしょうか？

～しばしの間～

【酒井委員】 極端な事言ったら、IC カード持ってその人に成りすまして、何かに申請しようと思えば出来てしまうのですね？

【事務局】 その時にパスワードが必要になります。

【酒井委員】 ああ、パスワードが必要なんだ。その部分で大丈夫なんだ。銀行から引き落とす時の暗証番号みたいな認証番号？

【事務局】 そうです。

【酒井委員】 これに直接メモしちゃうそうだな。忘れたら困るから。

【向田会長】 もう法律に、一応定められておりまして、もう期間も定められております。市町村は窓口で受け付ける、発行は都道府県知事という事になっておりますが、そのためには必然的に個人情報といいますか、本人を確認するための個人情報を道知事の方に通知しなければいけないという事で、これは各市町村でやられているのですか？

【事務局】 今、これから実証実験を行うという段階に来ております。

【植松委員】 IC カードは、どういう形で交付されるのですか？

【向田会長】 希望者ですね？

【事務局】 ええ、基本的には希望者の方になります。そして、一部総務省令で定められている者という部分があるのですが、通常一人一人、個人の方が申請をするための電子証明書をカードに入れてくださいというカードにつきましては、住民基本台帳カードということになります、ですから、予め、住民基本台帳カードの交付手続きをして頂く必要があります。

【向田会長】 住民基本台帳カード、みんな持ってないからイメージがわからないな。私も持ってないから、通知は来ていたけど。

【市民課担当者】 もしよろしければ、私の。（市民課担当者が自分の住民基本台帳カードを委員に回覧する）

【酒井委員】 もう、地域によってはこのチップに預金だとか何かおろせるようにできていますよね。だから、もう徐々に、こうなってしまうのですね。私

なんか税理士ですから、税務署の申告も今、電子申告でやるようになるっていう形でね、もうちょっと先です。

【向田会長】 特に問題がないということで、答申については「可」ということで。

【事務局】 答申書の方、今、ご用意しますので。

【向田会長】 特に議題はありませんね。雑談でもしますので…。

～一時休憩、事務局で答申書を用意～

【向田会長】 それでは、答申いたしたいと思います。

【総務部長】 はい。

3 答申

平成15年11月18日

石狩市長 田 岡 克 介 様

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会長 向 田 直 範

平成15年11月18日付石情報第250号にて諮問のありました、北海道に対する電子証明書発行に係る本人確認情報の提供について審査した結果、審査会として、これを認めることとしたので答申します。

【総務部長】 どうもありがとうございました。

4 報告

【向田会長】 ということで、本日の議題というか、審議は以上でございます。今後のこと何かありましたら、特に。

【事務局】 はい。

【向田会長】 情報公開で何かないですか。

【事務局】 一部、情報請求があります。これまた、年間の部分、整理いたしまして、また後日報告させて頂きたいと思っております。

【向田会長】 今年は、大体これで終わりですかね？

【事務局】 前回、一回ご連絡させて頂いて中止とさせて頂いた案件がございます。国の方の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が、施行がまだのところがあるのですけれども、一応そちらの方で罰則規定ですとか、石狩市の個人情報保護条例と比べたときに石狩市の個人情報保護条例の中に無い考え方がございます。で、その分の条例を改正する必要というのを今、検討している最中で、国の方の施行の予定ですとかそういった部分が明らかになってきた段階で、条例の方も改正手続きに入らせて頂きたいというふうに思っております。

【向田会長】 では、それが一件あるのですね。

【事務局】 はい。

5 閉会

【向田会長】 わかりました。それでは、何か皆さんから特にありませんか？ それでは、今日はこれで終わりたいと思います。どうもご苦労様でした。

【事務局】 どうもありがとうございました。